

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………(中央卸売市場管理部総務課)……………一

### 告示

- 都市計画の変更(七件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………四

### 告示(公)

- 古物営業法による営業許可の取消し……………五
- 認定教育実施者届出事項の変更届出……………六

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………六
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………七

## 規則

- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………八
- 東京都水道局府中サービステーションの所在地の変更……………(水道局)……………八
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………八

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 外 添 要 一

### 東京都規則第四百四十三号

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場条例施行規則(昭和四十六年東京都規則第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

- 第二十四条の表大田市場の部二の項中「その他販売業五」を「その他販売業 六」に、「飲食業 二六」を「飲食業 二五」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 東京都告示第九百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画用途地域

第一種住居地 追加する部分

- 江戸川区小松川一丁目、小松川二丁目及び小松川三丁目各地方内
- 削除する部分

江戸川区小松川一丁目地内 追加する部分

- 江戸川区小松川一丁目、小松川二丁目及び小松川三丁目各地方内
- 変更する部分

- 墨田区京島一丁目、京島三丁目、押上三丁目及び江戸川区小松川三丁目各地方内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに墨田区役所及び江戸川区役所

### 東京都告示第九百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都都市計画地区計画

環状第二号線 変更する部分

新橋・虎ノ門 港区西新橋二丁目、新橋四丁目、  
虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び港区役所

●東京都告示第九百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都都市計画地区計画

臨海副都心有 変更する部分

明南地区地区 江東区有明三丁目地内  
区計画

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二

十一階北側)及び江東区役所

●東京都告示第九百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都都市計画地区計画

東品川四丁目 変更する部分

地区地区計画 品川区東品川四丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び品川区役所

●東京都告示第九百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画下水道立川市公共下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
立川都市計画下

水道

追加する部分

立川市公共下水道

起点 国立市泉一丁目地内  
終点 立川市錦町五丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)、立川市役所及び国立市役所

●東京都告示第九百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により東京都計画ごみ処理場を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都計画ごみ処理場(一般  
廃棄物及び産業  
廃棄物資源化施設)

第十四号城南 大田区城南島三丁目地内

島第三食品リサイクル施設

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び大田区役所

●東京都告示第九百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により東京都計画ごみ処理場を決定したので、同

法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画ごみ処理場(産業廃棄物資源化施設)

第十五号城南 大田区城南島三丁目地内

島第五建設 サイクル施設

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び大田区役所

●東京都告示第九百八十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

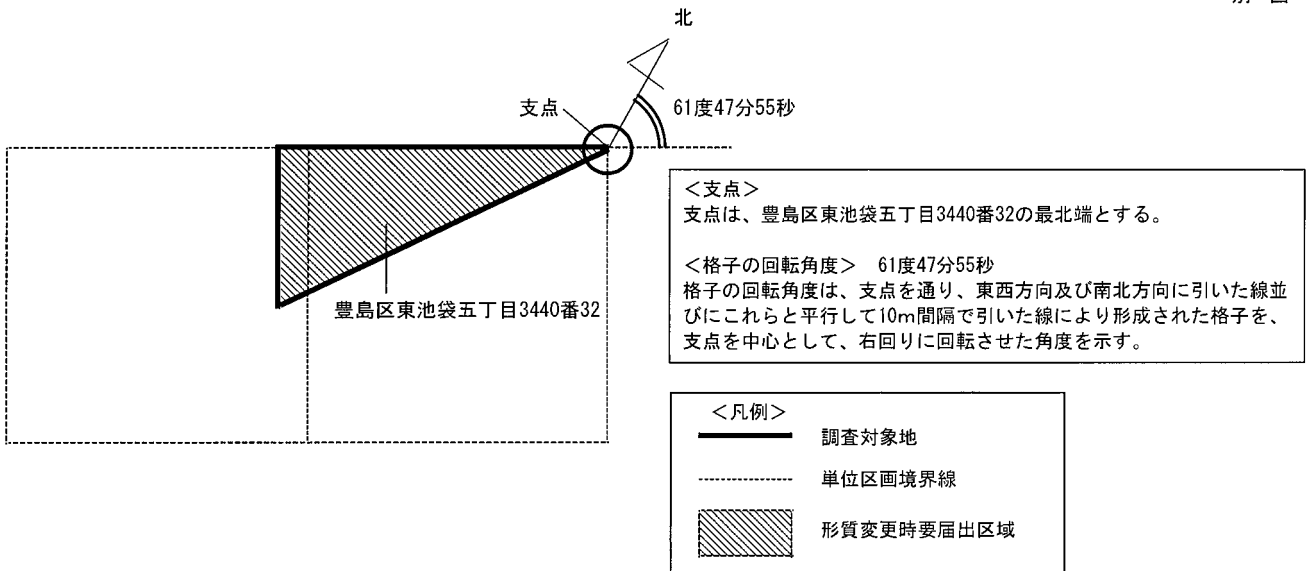
平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区東池袋五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第九百八十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

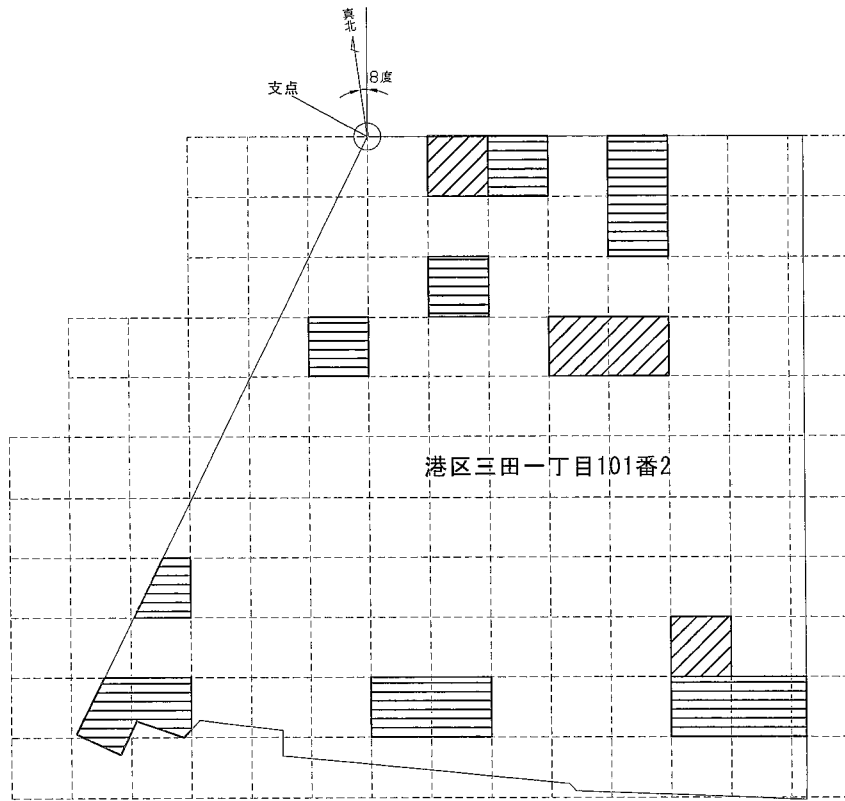
平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区三田一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 敷地境界 (筆境界)
  - ▨ 指定を解除する区域
  - ▧ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区三田一丁目101番2の最北端とする。

【格子の回転角度(8度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十三号

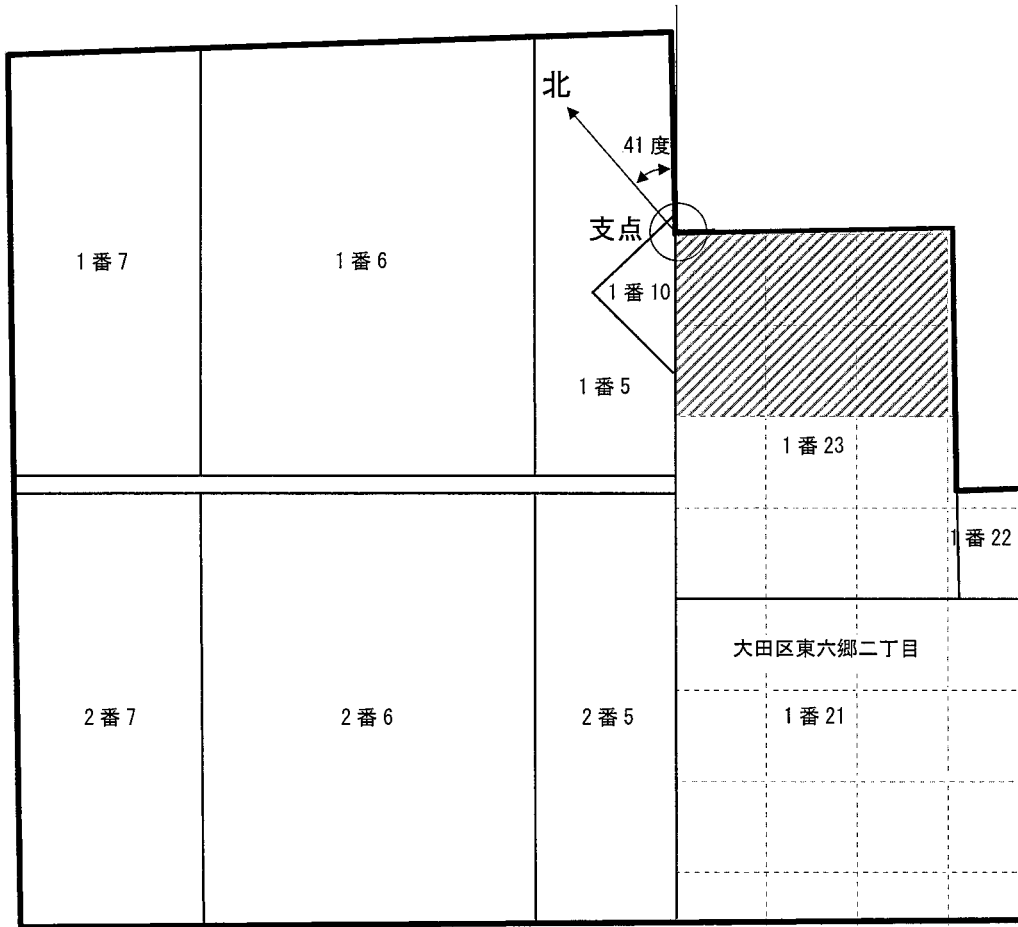
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第十二百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛添 要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区東六郷二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 隣境界
- 敷地境界線

【支点】

支点は、大田区東六郷二丁目1番23の最北端とする。

【格子の回転角度（41度）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第215号

次の者は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条第4号の規定に該当するに至ったので、平成27年5月15日、古物営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成27年6月15日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 被処分者の住所及び氏名

江東区東砂三丁目20番15号301

MUHAMMAD BASHIR NAQI

(許可年月日 平成14年4月8日 許可番号 第

307720205876号)

2 処分事由

3月以上所在不明

3 その他

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部生活安全総務課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

●東京都公安委員会告示第216号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次の認定教育実施者から平成27年6月1日付けで代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年6月15日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

変更届出があった認定教育	変更事項	新	旧
--------------	------	---	---

実施者	代表者の氏名	辻幸則	内田茂
株式会社日通自動車学校			

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年五月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人国際難民支援会
- 三 代表者の氏名  
Black Simon Christopher  
Greville（ブラック サイモン クリストファー グレビル）
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区台場二丁目三番二号 台場フロンティアビル十二階
- 五 定款に記載された目的

この法人は人的災害及び自然災害による難民及び国内で迫害を受けている避難民（これらを総称して「難民等」）に対して物質支援や教育プログラムの実施を通じて避難民を力づけ、故郷への帰還に向けての準備を手助けし危機に直面している難民等への支援を目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年五月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人労働相談センター
- 三 代表者の氏名  
石川 源嗣
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都葛飾区青戸三丁目三十三番三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、すべての労働者に対して、労働条件の改善、労使関係、労働組合などについての労働相談および労働関係の法律・制度の知識の普及に関する事業を行い、労働者の地位向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年五月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並
- 三 代表者の氏名  
長谷川 信儀

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統空手道協会</p> <p>三 代表者の氏名 中 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区志茂四丁目六番十六号 グランシヤリオ一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、タイ王国を初めとするアジア諸国に対して武道の技術指導を通じて交流するとともに、環境保全、教育環境整備、農業技術支援、公益インフラ整備等をはかり、日本とアジア諸国の友好親善と相互理解に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区清水三丁目二十七番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対し、地域社会において、日常生活を送る上で一人で公共交通機関を利用し自由に外出できない移動困難者などを対象として、より質の高い生活を送るために、定年退職した元気な運転協力員の社会貢献意欲とを結びつけることにより、その人らしい生活を送れる地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 平成二十七年五月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人市川カウンセリಂಗグループ</p> <p>三 代表者の氏名 齋藤 雅弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区南小岩六丁目十三番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子ども達や子育て、教育、生涯学習などに携わる大人達に対して、カウンセリングの講座や研究会、来談カウンセリング、講師の派遣、カウンセリングに関する図書や機関紙の刊行などの実践活動を通して、子どもと大人のメンタルヘルスに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統空手道協会</p> <p>三 代表者の氏名 中 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区志茂四丁目六番十六号 グランシヤリオ一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、タイ王国を初めとするアジア諸国に対して武道の技術指導を通じて交流するとともに、環境保全、教育環境整備、農業技術支援、公益インフラ整備等をはかり、日本とアジア諸国の友好親善と相互理解に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統空手道協会</p> <p>三 代表者の氏名 中 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区志茂四丁目六番十六号 グランシヤリオ一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、タイ王国を初めとするアジア諸国に対して武道の技術指導を通じて交流するとともに、環境保全、教育環境整備、農業技術支援、公益インフラ整備等をはかり、日本とアジア諸国の友好親善と相互理解に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統空手道協会</p> <p>三 代表者の氏名 中 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区志茂四丁目六番十六号 グランシヤリオ一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、タイ王国を初めとするアジア諸国に対して武道の技術指導を通じて交流するとともに、環境保全、教育環境整備、農業技術支援、公益インフラ整備等をはかり、日本とアジア諸国の友好親善と相互理解に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統空手道協会</p> <p>三 代表者の氏名 中 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区志茂四丁目六番十六号 グランシヤリオ一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、タイ王国を初めとするアジア諸国に対して武道の技術指導を通じて交流するとともに、環境保全、教育環境整備、農業技術支援、公益インフラ整備等をはかり、日本とアジア諸国の友好親善と相互理解に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統空手道協会</p> <p>三 代表者の氏名 中 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区志茂四丁目六番十六号 グランシヤリオ一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、タイ王国を初めとするアジア諸国に対して武道の技術指導を通じて交流するとともに、環境保全、教育環境整備、農業技術支援、公益インフラ整備等をはかり、日本とアジア諸国の友好親善と相互理解に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統空手道協会</p> <p>三 代表者の氏名 中 浩之</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区志茂四丁目六番十六号 グランシヤリオ一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、タイ王国を初めとするアジア諸国に対して武道の技術指導を通じて交流するとともに、環境保全、教育環境整備、農業技術支援、公益インフラ整備等をはかり、日本とアジア諸国の友好親善と相互理解に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年六月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 和田Uビル
- 二 店舗所在地 多摩市大字和田千四百三十四番地 一ほか
- 三 設置者名 由木 勉
- 四 設置者住所 日野市百草千七十二番地
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ゼロエミッション
- 六 新設をする日 平成二十八年一月八日
- 七 店舗面積の合計 千二百平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗北側 四十一台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 三十五台

十 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗西側 七・八七立方メートル

十一 小売業を行う者の開店時刻  
午前十時

十二 小売業を行う者の閉店時刻  
午後八時

十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後八時三十分まで

十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
二か所 店舗南東側ほか

十五 届出日  
平成二十七年五月七日

十六 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間  
平成二十七年六月十五日から同年十月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名  
(仮称)武蔵小金井駅南口第1地区再開  
発ビル

二 店舗所在地  
小金井市本町六丁目九百番ほか  
三 設置者名  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部ほか二十八名

四 意見

ア 聴取者  
小金井市長

イ 概要  
意見なし

ウ 収受日  
平成二十七年四月三十日

五 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間  
平成二十七年六月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都水道局府中サービスステーションの所在地の変更について

東京都水道局府中サービスステーションの所在地の変更について、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十五日

東京都水道局長 吉 田 永

一 所在地を変更するサービスステーションの名称  
東京都水道局府中サービスステーション

二 変更する所在地  
変更前  
府中市幸町二丁目二十四番地  
変更後

府中市寿町三丁目四番地の六  
三 変更年月日  
平成二十七年六月二十九日

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十七年六月十五日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成十七年四月二日	四五八五	株式会社リパティ	小平市花小金井七丁目一番七号	小平市天神町一丁目三百五十三番地の五
同月十日	四三五〇	O・Kサービス	清瀬市野塩一丁目三百一十一番地九	清瀬市中里二丁目千四百六十二番地四十五
同月二日	四三四五	株式会社佐藤開発	北区赤羽一丁目五十番一号	北区赤羽二丁目六十番一号
同月二日	五〇六〇	株式会社優和設備	府中市武蔵台一丁目十一番地の三	府中市浅間町三丁目十一番地の二
同月二日	四五六二	株式会社練馬区高松	板橋区前野	



<p>十七日 皆進東京 営業所 六丁目九番 一号 エム ・イー第五 二階 町六丁目五 十番十八号</p>	<p>同日 四八七七 有限会社 沖工業 足立区西保 木間二丁目 五番十二号 塚三丁目二 十番十一三 〇三号</p>	<p>平成二 十七年 四月三 十日 四一五五 株式会社 双葉巴 国立市富士 見台三丁目 二十四番四 号 三 十番五号</p>	<p>二 商号又は名称を変更した事業者 受理年 月日 指定番号 新商号又 は名称 旧商号又は 名称 事業所 所在地</p>	<p>平成二 十七年 四月十 四日 五一七八 株式会社 善立 有限会社善 立機電工業 所 八王子市左 入町四百三 番地</p>	<p>同日 三六四〇 ミサワホ ーム建設 株式会 社 東京ミサワ 建設株式会 社 ケ丘三丁目 三十三番地 二 田村ビ ル二階</p>	<p>三 代表者を変更した事業者 受理年 月日 指定番号 商号又は 名称 新代表者名 旧代表者名</p>	<p>平成二 十七年 四月七 日 二一五一 有限会社 江田設備 工業所 江田 将之 江田 博之</p>	<p>同日 二九九六 有限会社 宮崎 一雄 宮崎 良行</p>
<p>日 東設備</p>	<p>同日十 五日 株式会社 善立 榎田 義久 榎田 義則</p>	<p>同日十 六日 株式会社 カナエコ イポレー ション 濱田 泰彦 吉村 俊</p>	<p>同日二 十二日 大成温調 株式会社 水谷 憲一 山口 隆義</p>	<p>同日二 十四日 三機工業 株式会社 長谷川 勉 梶浦 卓一</p>	<p>同日二 十七日 株式会社 皆進東京 営業所 恒遠 宏幸 和久山義勝</p>			

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号(代)

郵便番号  
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。